公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム 公益通報者保護規程

平成 22 年 04 月 01 日 制定 平成 22 年 10 月 01 日 改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム(以下「この法人」という。)における、職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって法令を遵守した事業運営の強化に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において公益通報とは、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。)第 2条第1項に規定する通報をいう。
- 2 この規程において職員等とは、この法人の就業規則(以下「就業規則」という。)に規 定する職員及びこの法人と請負契約その他の契約をしている事業等に従事する労働者を いう。

第2章 通報処理体制

(窓口)

- 第3条 職員等からの公益通報を受け付ける窓口及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口(以下「公益通報窓口」という。)を事務局総務部に置く。
- 2 事務局総務部には、公益通報処理担当者を置く。

(公益通報の方法)

第4条 公益通報窓口及び相談窓口の利用方法は電話、電子メール、FAX、書面及び面会とする。

(調査)

- 第5条 公益通報を受けた事項に関する事実関係の調査は、総務チームリーダーが行うものとする。
- 2 代表理事(会長)は、調査する内容によって、関連する部署のメンバーからなる調査 チームを設置することができる。

(協力義務)

- 第6条 職員等は、公益通報された内容の事実関係の調査に協力しなければならない。 (是正措置)
- 第7条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、この法人は速やかに是正措置 及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分)

第8条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、この法人は当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課すことができる。

第3章 当事者の責務

(通報者等の保護)

- 第9条 この法人は、通報者等が相談又は公益通報をしたことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。
- 2 この法人は、通報者等が相談又は公益通報したことを理由として、通報者等の職務環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。
- 3 この法人は、通報者等に対して不利益な取扱い、嫌がらせ等を行った職員等に対し、 就業規則に従って、処分を課すことができる。

(個人情報の保護)

- 第10条 この法人及びこの規程に定める業務に携わる者は、公益通報等の内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。
- 2 この法人は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則に従って、処分を課すことができる。

(涌知)

第11条 この法人は、通報者に対し、調査結果及び是正結果について、被通報者(その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると公益通報された者をいう。) のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

- 第12条 通報者等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的をもって 公益通報を行ってはならない。
- 2 この法人は、前項の規定に違反して通報を行った者に対し、就業規則に従って、処分 を課すことができる。

(相談又は通報を受けた者の責務)

- 第13条 公益通報処理担当者以外の者が相談又は公益通報を受けたときは、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。
- 2 前項の規定による公益通報等を受けた者は、その内容を速やかに公益通報窓口に報告しなければならない。
- 3 公益通報等を受けた公益通報処理担当者以外の者は、その内容等について他に漏らしてはならない。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会において決定し、代表理事(会長)の承認を得る。 (補則)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事(会長)が別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの設立の登記の日(平成 22 年 4 月 1 日)から施行する。

附則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。